

保護者 様

千葉県立松戸国際高等学校  
保健室

学校感染症による出席停止について（お願い）

学校は生徒が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼします。そこで裏面の「学校において予防すべき感染症（学校感染症）」にり患または疑いがある場合は学校保健安全法により出席停止の措置をとり、この期間は通常の欠席扱いにはなりません。学校における感染症の拡大防止のために、下記のとおりご協力をお願いします。

記

- 1 学校感染症にり患した疑いがある場合は速やかに医療機関を受診し、診断結果を担任に連絡してください。感染症の流行時で発熱外来の受診が困難等の理由により、市販の簡易検査キット等による自宅での検査を行った場合も、結果を連絡してください。自宅検査で陽性となった場合も出席停止として扱います。また、検査キットの精度や検査手技、検査するタイミングによっては、り患していても陰性の結果が出る場合があります。病状や状況によりり患を疑う場合は、時間をおいて再検査する等、慎重に対応してください。
- 2 出席停止期間中は他者との接触を避け、十分に療養し回復に努めてください。
- 3 出席停止の期間については、「学校保健安全法施行規則」により裏面の表のとおり疾病毎に基準が定められていますが、病状には個人差もあります。主治医の診断、指示を確認し、療養後他への感染の恐れがなく学校生活に無理のない体調になってから再登校してください。
- 4 再登校する際に医師の診察を要する感染症（裏面※のあるもの）では医師記入の「治癒証明書」の提出をお願いします。インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等で出席停止解除の基準を満たした場合など、回復期に再受診の必要がない場合は、「治癒証明書」の記入のためだけに医療機関を受診する必要はありません。保護者記入の「学校感染症による療養報告書」を担任に提出してください。
- 5 「学校感染症による療養報告書」には、り患・受診の確認書類として医療費の領収書または処方薬の説明書等の写しで患者名、日付、医療機関名が記載されたものを添付してください。簡易キットによる自宅検査の場合は提出を求めませんが、場合により確認させていただくことがありますので検査結果をスマホ等で撮影しておくことをお勧めします。
- 6 「治癒証明書」「学校感染症による療養報告書」の用紙は学校のホームページ>メニュー>各種文書様式からダウンロードできます。「治癒証明書」については医療機関作成の同様の内容の様式も使用できます。
- 7 学校が学校感染症の疑いで早退、欠席、遅刻を勧めた結果、り患していないと診断された場合も、結果判明まで出席停止として扱うことができます。「学校感染症による療養報告書」に受診の確認ができる書類として患者名、日付、医療機関名が記載された医療費の領収書等の写し等を添付し担任に提出してください。

\*ご不明の点がありましたら、保健室または HR 担任までお問合せください。

学校で予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第 18 条）

分類	学校感染症の種類	出席停止の期間
第 1 種	*1	治癒するまで（※ 治癒証明書提出）
第 2 種	インフルエンザ	発症後5日かつ解熱後 2 日(48h)(幼児 3 日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで（※ 治癒証明書提出）
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで（※ 治癒証明書提出）
	咽頭結膜熱(アデノウイルス感染症)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで (※ 治癒証明書提出)
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後1日(24h)を経過するまで
第 3 種	コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌感染症, 腸チフス, パラチフス, 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎,	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで (※ 治癒証明書提出)
	その他の感染症の例(条件によっては出席停止の措置) 例示以外の感染症についても状況に応じて判断する。	
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可
	ウィルス性肝炎	A 型・E 型 肝機能正常化後 B 型・C 型 出席停止不要
	手足口病	発熱、口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可
	伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可
	ヘルパンギーナ	発熱、口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可
	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例 アタマジラミ, 水いぼ, 伝染性膿痂疹(とびひ)

\*1 エボラ出血熱, クリミア, コンゴ出血熱, 痘瘡, 南米出血熱, パスト, マールブルグ熱, ラッサ熱, ポリオ, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群, 鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9) ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症, 指定感染症及び新感染症

《出席停止の日数の数え方について》 発症(発熱)日を0日とし、解熱後1日とは解熱後24h 経過後と数えます

発症 0日	発症後1日	発症後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	発症後6日	発症後7日
インフル例1		解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後5日	登校可	
インフル例2				解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可
コロナ 例	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状なし	経過後1日	登校可

